

# Data and Digital Insights Vol.7

## データの利活用を促進するための制度の動向

2026年1月14日

弁護士 清水 裕大

政府は個人情報保護法の改正とともに、データの利活用を促進するための法制度を検討しています。個人情報保護法の改正については、3年見直しに係る議論を通じて、種々内容が明らかになっていた一方で、そのデータ利活用に係る法制度についてはデジタル行政改革会議において議論されていたものの、不透明な部分も多い状況です。こうした中、2025年12月24日開催のデジタル行政改革会議において当該制度に係る方針が一部明らかとなったことから、当該制度に係る過去の議論状況も概観しつつ、整理します。

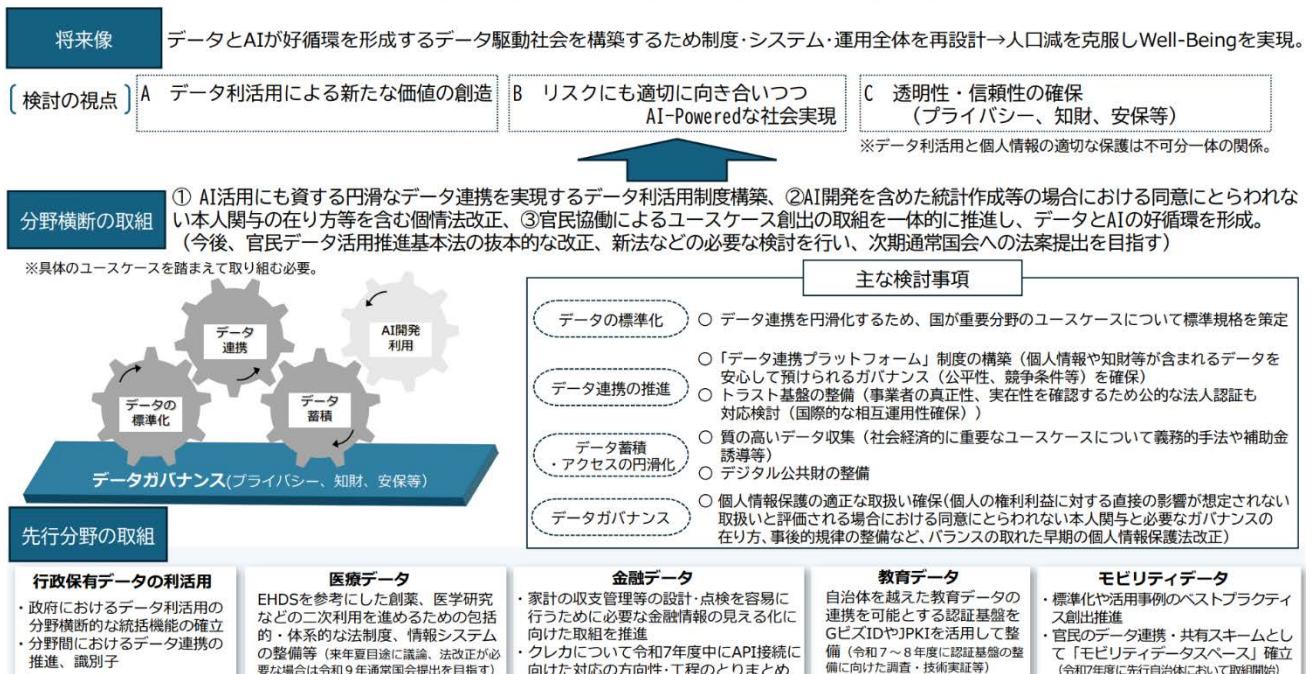
### 目次

1. データ利活用制度の在り方に関する基本方針（2025年6月13日閣議決定、以下「基本方針」）
  - (1) 横断分野として改革が必要な事項
  - (2) 行政保有データの利活用
  - (3) デジタル公共財の整備
  - (4) 官民の体制整備
2. データ利活用制度・システム検討会で議論された論点案及び議論状況（2025年10月2日）
3. デジタル行政改革会議で公表された制度案（2025年12月24日）
  - (1) 検討中の認定制度の概要
  - (2) 検討中の認定制度に対する所見
    - ア 個人情報保護法との関係性
    - イ グレーゾーン解消制度等との類似性
  - (3) 今後の展開

### 1. データ利活用制度の在り方に関する基本方針（2025年6月13日閣議決定、以下「基本方針」）

まず、デジタル行政改革会議において議論し、とりまとめられ、閣議決定された方針として以下のものがあります。

## データ利活用制度の在り方に関する基本方針（概要）



引用：内閣官房デジタル行財政改革会議事務局「[データ利活用制度の在り方に関する基本方針（概要）](#)」（2025）

この基本方針では、①横断分野として改革が必要な事項、②行政保有データの利活用、③先行個別分野の改革事項、④デジタル公共財の整備、⑤官民の体制整備を挙げて、「本基本方針の取組を具体化するため、官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）の抜本的な改正、新法など必要な検討を行い、次期通常国会に法案を提出することを目指す。その際、個人情報保護法は、データ利活用の推進を下支えする礎となる規律であり、データ利活用全体や個別分野における制度整備と同時並行でアップデートを行う必要があることに留意する。」としています。

本稿では後述のデジタル行政改革会議で深掘りされている①、②、④、⑤に関する内容を概観します。

### (1) 横断分野として改革が必要な事項

まず、基本的な考え方として、以下の観点を提示しています。

観点の内容	
<b>A</b>	データが円滑に連携・利活用されるよう、「形」や「道」を整備する
<b>B</b>	データの連携・利活用が促されるよう、「勾配」（インセンティブ）をつける
<b>C</b>	安心してデータ利活用するため、「場」をつくる

そのうえで、各観点に係る取り組みとして以下の方針を示しています。

観点	主な取り組み
A	データ標準化・構造化／データ連携基盤整備／トラスト基盤（公的個人認証・Gビズ ID、電子署名・タイムスタンプ等）／トラストの体系整理（DIW/VC、PETs 等を反映）／国際標準化・相互承認も視野
B	義務的アプローチ／海外法制対応支援（例：CN/AML等）／補助金条件としての規格提出／デジタル公共財としての整備／対価還元／市場の歪み（データ独寡占・不公正条項）への競争政策・消費者政策的検討／有効な取組は交付金等で横展開
C	リスクベースのデータガバナンス／データセキュリティ（生成～廃棄の各段階で合理的に組合せ）／DFFT 推進・国際連携（OECD 内 IAP 等）／外国法令に基づくアクセス対応の検討／データ連携 PF（集積・加工・再提供）の信頼確保と法的規律検討／個人情報保護法の不断の見直し（本人関与・事後規律の実効性等）／AI リスク（誤情報・偏り・差別・IP 等）の事前対応

なお、データガバナンスについては、デジタル庁が同年 6 月 20 日付けで「[データガバナンス・ガイドライン](#)」を策定し、公表しています。

## データガバナンス・ガイドライン概要

要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>主として<b>企業経営者を対象</b>に、保有するデータを最大限に活用することでDXに取り組み、<b>Society 5.0</b>に向けて<b>企業価値を向上</b>していくための、<b>データガバナンスの重要性と実践における要点</b>をまとめたもの。</li> <li>人・モノ・金に加え<b>データを重要な経営資源として捉え</b>、ステークホルダーとの相互信頼性の下で<b>相互運用性を確保</b>しながら、データの共有・連携・利活用を通して<b>企業価値を高めていく</b>ために、データガバナンスの4つの柱（①越境データの現実に即した業務プロセス、②データセキュリティ、③データマチュアリティ、④AIなどの先端技術の利活用に関する行動指針）を位置づけ。</li> <li>併せて、<b>経営者が取るべき行動</b>（経営ビジョンとDX戦略※との連動、経営者による説明責任、データを最大限活用できる体制の構築（CDO設置等）、企業文化への定着と人材の育成）等を提示。</li> </ul> <p style="text-align: right;">※経済産業省の「デジタルガバナンスコード3.0（DXコード）」と連動</p>			
4つの柱	<b>① 越境データの現実に即した業務プロセス</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>データを連携するステークホルダーに渡って業務プロセスを明確にし、データのライフサイクルに渡る利活用のトレーリングリティを可能な限り確保する。</li> <li>当該国や地域における現在の法令や国際ルールに基づくリスクへの対応</li> <li>データの所在位置を踏まえたデータに付随する法益の確保</li> <li>データの共有・連携先やサービスとの行為に起因するリスクへの対応</li> </ul>	<b>② データセキュリティ</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>データ起点の発想に転換し、ルール・技術・プロセスを組み合わせて、データのライフサイクルに応じ、データに関わるリスクを許容範囲に納める。</li> <li>データを共有・連携するステークホルダーの信用度に応じた対応</li> <li>データの所在位置を踏まえたデータに付随する法益の確保</li> <li>データ利用の正当性</li> <li>データの完全性・最新性の担保</li> <li>明文化されたルール・制度・プロセスなど</li> </ul>	<b>③ データマチュアリティ</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>データ価値の最大化とリスクの最小化を行い、最大のパフォーマンスを出しつつ改善する、企業の総合的な能力。</li> <li>継続的なプロセスの改善</li> <li>障害の予測と対策、経営者の説明責任</li> <li>AIなどの先端技術やデータに対する費用対効果の分析</li> <li>レガシーシステム内のデータをAIや新しい基盤等で活用可能とする</li> <li>人材育成と、ステークホルダーに渡る情報の共有など</li> </ul>	<b>④ AIなどの先端技術の利活用に関する行動指針</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>データの収集・利活用・結果の公表や提供先での利用等に対する指針を、自社内及びステークホルダーへ周知する。</li> <li>AIや先端技術のデータを扱う現場の行動指針を策定し隨時見直しを図る</li> <li>個人情報や機微な情報の保護</li> <li>AI開発事業者にデータを提供する際は、機密保持契約等を結んでおく</li> <li>ステークホルダーへの情報提供（透明性の確保）</li> <li>検証可能性の確保（説明責任）など</li> </ul>
実装の先に向けて	<ul style="list-style-type: none"> <li>破壊的テクノロジーとなる可能性がある最新技術への留意や全社的なデータリテラシーの向上。</li> <li>サステナブルな社会の実現に向けて、企業が他の企業や組織・団体等と積極的にデータの共有・連携を行うことで、社会コストの低減や生活環境の改善し、人間中心の社会としての<b>Society 5.0</b>の実現に資する。</li> </ul>			

引用：デジタル庁「[データガバナンス・ガイドライン概要](#)」（2025）

<データガバナンス・ガイドラインが示す方向性等>

柱	① 経営者が認識しておくべきこと	② 望ましい方向性（経営者／CDO の取組）
<b>1. 越境データの現実に即した業務プロセス</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法令・国際ルールは常に変動する。自社の越境データ利活用に伴う変化・リスクを把握する必要がある。</li> <li>現状と近未来のリスクを念頭に、海外法域・商慣習等の違いを理解する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外法令・ルールの現状だけでなく、更新の方向性を第三者等で調査し、将来リスク・機会を予測する体制を整備する。</li> <li>ステークホルダーとの相互運用性を確保し、データ利活用のトレーサビリティ確保を図る。</li> </ul>
<b>2. データセキュリティ</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>データライフサイクルを踏まえ、自社だけでなく共有・連携先のリスクまで認識する必要がある。</li> <li>技術的・ルール的・プロセス的な組み合わせでリスク許容範囲をコントロールする視点が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>データの所在・価値・利用目的に応じた統合的なセキュリティ対策を整備する。</li> <li>明文化されたルール・制度・プロセスを策定し、ステークホルダー毎の対応レベルを定義・運用する。</li> </ul>
<b>3. データマチュアリティ</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>データを最大限に利活用し価値創出するには、継続的改善プロセス、データ品質担保、経営者の説明責任が不可欠である。</li> <li>データ利活用の正当性・完全性・最新性等を評価可能にする必要性を理解する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>組織としてデータ価値最大化とリスク最小化の能力を高める体制を構築する。</li> <li>継続的にデータ管理・活用プロセスを改善し、組織横断のデータ成熟度を向上させる。</li> </ul>
<b>4. AIなどの先端技術の利活用に関する行動指針</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>AI等先端技術は価値創出の源である一方で、リスクも伴う。経営層として技術特性・法令対応・倫理課題を把握する必要がある。</li> <li>投資対効果分析やリスク管理視点を持つことが重要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>先端技術の利活用にあたり、透明性・説明責任・データ品質確保を前提とした行動指針を策定する。</li> <li>技術進化を踏まえて継続的な見直しプロセスを設ける。</li> </ul>

## (2) 行政保有データの利活用

AI技術の急速な進展を踏まえて、AIの精度を左右する行政データの品質確保は重要であるとし、国や地方公共団体が保有する行政データの品質向上に取り組むことと、その支援のための政府内に行政データを含むデータ利活用の分野横断的な統括機能を整備することとを掲げています。

このデータ品質の確保については、筆者も法制執務に携わった2024年のデジタル社会形成基本法等の改正によりデジタル社会の形成に関する施策の策定にあたっては情報システムや公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）等を構成するデータの品質を確保するために必要な措置を講じることが責務として定められ（デジタル社会形成基本法34条）、法定計画に基づき整備・改善を進める情報システム等を構成するデータの品質の確保はその整備等を行う主体の責務として明確に定められています（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律4条2項5号及び5条1項等）。

### (3) デジタル公共財の整備

有用なデータについては、行政データのオープンデータ化という形で「デジタル公共財」として公的な整備を進めていくとしつつ、より効率的かつ効果的なデータの共同利用の方法を含めて検討を進めていくとしています。また、中長期的には、関係する民間事業者等と必要かつ適切な範囲で行政データを共有する等を行うことにより行政サービスの持続性を確保するとしています。

### (4) 官民の体制整備

今後、政府部内におけるデータ戦略の司令塔機能が必要とし、その役割については、デジタル庁において、各府省庁におけるデータ利活用の取組状況を把握・評価し、個人の権利利益の保護と社会全体の利益のバランスの確保などの全体最適の観点から必要な調整・指導を行うとしています。

## 2. データ利活用制度・システム検討会で議論された論点案及び議論状況 (2025年10月2日)

こうした基本方針を前提とした制度整備については、事務局において検討が進められ、提示された論点案は以下のとおりでした。

### データ利活用の推進に係る制度整備に向けた論点（案）

- 「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」で示された内容をどのようにして具体化していくか。
  - 各分野のユースケースに即したデータの標準化を進めていくために、どのような課題があるか。具体的な方向性をどうするか。
  - 国際的な相互運用性も確保しつつ、データ連携の基盤となるトラスト基盤をどう整備・運用するか。
  - 様々なデータの利活用に当たり、データガバナンスの在り方をどう考えるか。
- データ連携の推進の一環として制度化を検討する「データ連携プラットフォーム」の機能整備に向けて、どのような論点があるか。
  - 信頼性を確保するための制度としてどのようなものが考えられるか。（例：国による許可、認定 等）
  - どのような目的のデータ連携を対象とするべきか。（例：社会的課題の解決 等）
  - 安心してデータ提供を行うためにどのような仕組みが求められるか。（例：セキュリティ、データ管理に係るガバナンス 等）
- データ連携の促進やデータ提供のインセンティブ確保に向けてどのような措置が考えられるか。
  - データ利活用を行うに当たって、どのような法制上・実務上の課題があり、それに対しどのような対応策が考えられるか。
- 行政保有データの利活用に向けてどのような制度・仕組みを検討すべきか。
  - 行政保有データの連携を一層進めるための制度・仕組みとしてどのようなものが考えられるか。（例：利活用主体の発掘 等）
- これらの制度・仕組みに係る具体的なユースケースとしてどのようなものが考えられるか。

後述で示された制度案の内容に関するものとして、特に国の認定制度の在り方については構成員の中でもグレーゾーンで躊躇する事業者を支援する形になるといった好意的に受け止められていたように思われる発言が複数ある一方で、認定制度に係る取得や維持の負荷も懸念され

ること、認定する基準をどのように捉えるか（公益性に着目するのか等）といった問題提起もなされていました<sup>1</sup>。また、次世代医療基盤法<sup>2</sup>を例にして、データ連携について、データ提供をしてよいとなった場合にもデータ提供がなされないという課題が提起され、データ提供の義務付け等の実現に向けた仕組みも必要であるという意見もあり、その取り組みとしては例えば行政機関から進めるといったこと、実際のデータの連携に係る実務について政府関係機関が支援する<sup>3</sup>ということも一案といった具体的な示唆もありました。

### 3. デジタル行政改革会議で公表された制度案（2025年12月24日）

上記の会議以降、データ利活用制度・システム検討会は2回（同年11月17日及び12月2日開催）にわたってそれぞれユースケースのヒアリングとして開催されており、具体的な検討方針案の公表にまでは至っておりませんでした。

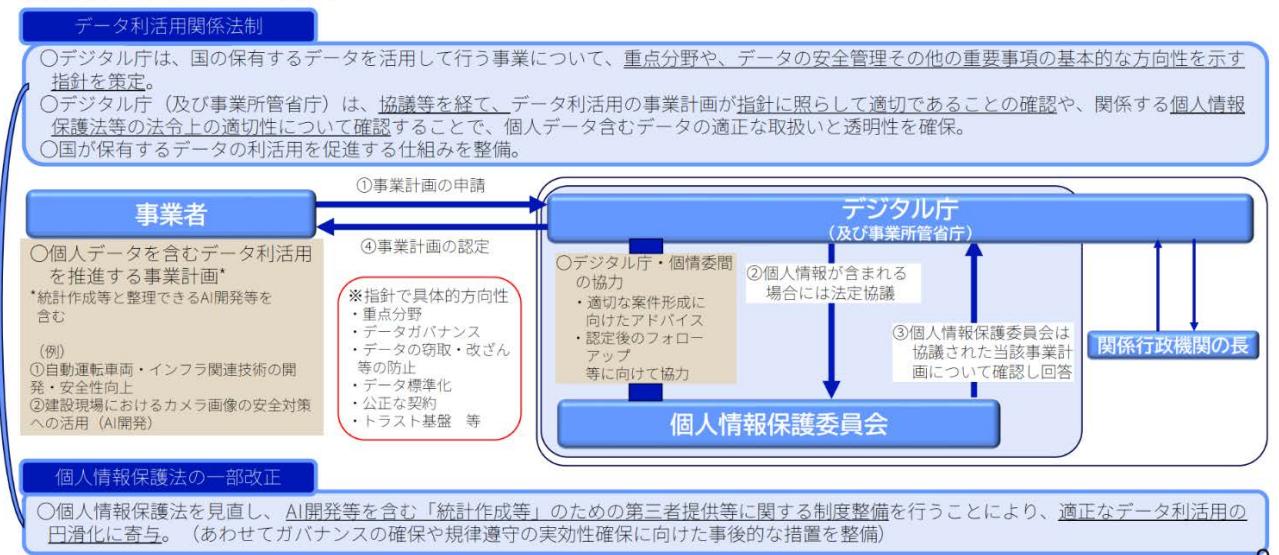
こうした中、同月24日開催のデジタル行政改革会議において以下の制度方針が事務局作成資料として公表されました。

<事務局提出資料（抜粋）>

#### データ利活用制度の在り方に関する基本方針<sup>(※)</sup>に基づく制度整備（検討状況）【※2025年6月13日デジタル行政改革会議決定 同日デジタル重点計画の一部として閣議決定】

- 本年6月に決定した「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」に基づき、保護と利活用のバランスを考慮しながら、AI活用にも資する円滑なデータ連携を促進する。

<制度スキームのイメージ（案）>



引用：デジタル行政改革担当大臣 松本尚「[デジタル行政改革の今後の取組方針について](#)」9頁（2025）

<sup>1</sup> 第13回データ利活用制度・システム検討会（2025年10月2日開催）議事録

<sup>2</sup> 大枠のスキームとしては、各医療機関が保有する医療データを国の認定を受けた事業者に提供し、集約し、当該事業者が一括して匿名加工して、一定の条件下で提供するという仕組みであり、個人情報保護法の特例として、当該認定事業者に対する個人データの提供は本人同意が不要とされています。

<sup>3</sup> この会議では具体的な主体については明示されていませんでしたが、基本方針では、「独立行政法人情報処理推進機構（IPA）や独立行政法人国立印刷局などの関係機関との連携を更に強化する」としており、これらの機関が想定されます。

上記のとおり、政府方針として本年の通常国会への法案提出を目指している中で、こうして事務局説明資料として公表されていることから、個人情報保護法の改正案とは別に検討中のデータ利活用に係る法案にこの内容が盛り込まれている可能性が相当程度高いと考えられます。

## (1) 検討中の認定制度の概要

仕組みとしては、

- ① 事業者がデジタル庁（及び事業所管省庁）にデータ利活用を推進する事業計画の申請を行う
  - ② デジタル庁（及び事業所管省庁）がその計画に個人情報が含まれる場合には個人情報保護委員会に法定協議を行う
  - ③ 個人情報保護委員会はその計画に確認し回答する
  - ④ デジタル庁（及び事業所管省庁）はデジタル庁が策定した指針を踏まえて事業計画の認定を行う
- というものです。

## (2) 検討中の認定制度に対する所見

この事業計画の認定制度はグレーゾーンに躊躇う事業者を救済する制度になり得ること、その主体としては行政機関から始めるように思われることから、前項の構成員らの指摘を反映するものと評価できるように思われます。

また、個人情報の取扱いに限られないデータの利活用に係るものであり、国が保有する幅広いデータの利活用が促進されることが期待されます。もっとも、以下の点で示すように制度の内容が不透明な部分も多く、今後、議事録の公表を含む詳細な情報の公開を待つ必要があります。

### (ア) 個人情報保護法との関係性

この点、この認定制度下では個人情報の取扱いに関しては、①行政機関の長等から事業者への個人情報の第三者提供、②当該事業者における個人情報の取扱い（利用、提供等）が生じることになるように思います。

現行法下では、①に関し、行政機関等は民間事業者と異なる規制を受け、個人情報ファイル簿で公表されている利用目的の内容等によって第三者提供まで解釈できる場合にはその利用目的に基づき第三者提供を行うことが可能です。現行法下で第三者提供を解釈できない場合も想定され、その場合には利用目的の変更を行う<sup>4</sup>か（61条3項）、法令に基づく場合（69条1項）として対応するか等の検討があり得ます<sup>5</sup>が、この認定制度の内容が法令に基づく場合として

---

<sup>4</sup>法務省が不動産登記法に基づき保有していた不動産登記データ（個人情報）について、利用目的の変更を行った例があります（「[地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン](#)」30頁）

<sup>5</sup>個人情報保護法 69 条 2 項各号に定める例外事由については、個人情報保護委員会が臨時的な取り扱いの場合のみ許容し、恒常的に行われる場合には利用目的の変更を行うという解釈を示しています（「[個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド](#)（行政機

機能する想定であるのか、議事録が公表されていないため不明です。また、上記 10 月 2 日の検討会でも指摘されていたように、行政機関がデータの提供を義務付けられない場合には何かとデータの提供がなされにくいという課題のほか、連携するデータの品質確保にも課題が想定されており、こうした課題に対する措置まで講じられているのか不明な状況です。

一方で、②に関し、データの提供を受ける事業者については、新たな個人情報の取得となるため、利用目的の特定・通知等を行い、第三者提供を行う場合には原則的に同意規制を受けることとなります。上記の認定制度によって、法令に基づく場合（27 条 1 項 1 号）として許容され、関係するガイドラインで示されることが事業者にとっては安心かと思いますが、その点も不透明です。

### (イ) グレーゾーン解消制度等との類似性

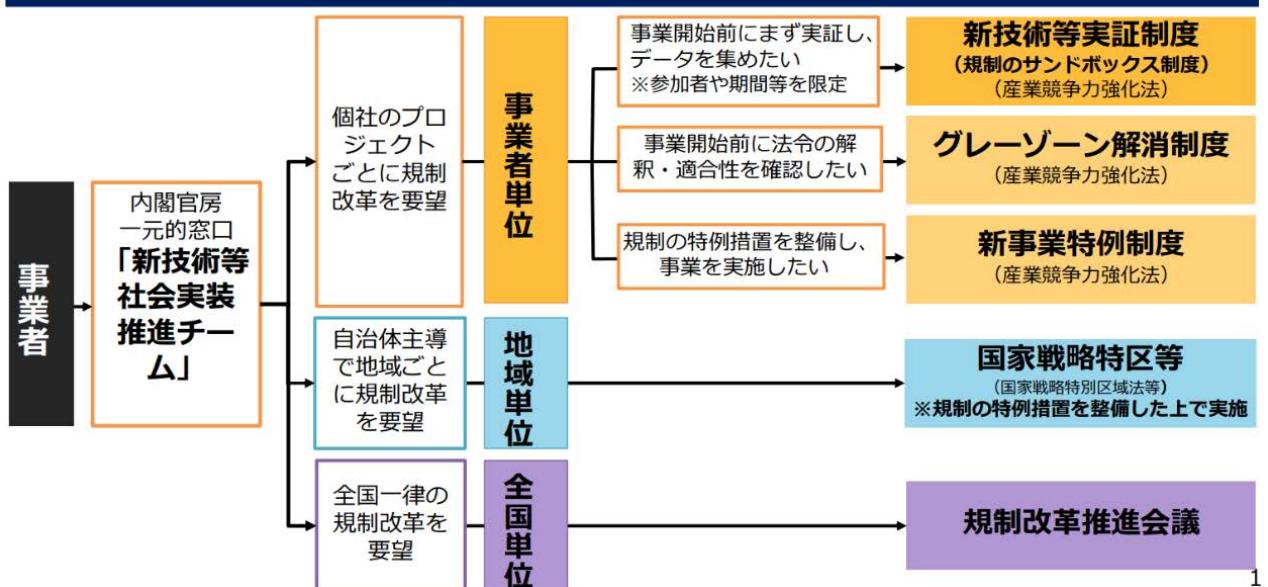
このような認定制度については、上記 10 月 2 日の検討会での議論を敷衍すると、構成員の中には念頭に置かれた方もいたように思いますが、現行法下では産業強化法に基づきグレーゾーン解消制度、規制のサンドボックス制度等が運用されており、当該制度と新たに提示された認定制度は類似するような印象があります。

なお、グレーゾーン解消制度等の概要は以下のとおりです。

## 「三層構造」の取組による規制改革の推進

- 規制改革は、民需主導の持続的な経済成長の実現に向けた重要な政策課題。
- 規制改革推進会議等での検討を通じた「全国単位」の改革、国家戦略特区など特区制度による「地域単位」の改革に加えて、「規制のサンドボックス制度」「新事業特例制度」「グレーゾーン解消制度」による「事業者単位」の改革といった、三層構造の仕組みを活用し、規制改革を推進。

各規制改革のスキームの関係



関等向け」68 頁参照）。このため、継続的な事業遂行を想定する認定制度下においては同号による整理を採用することは考えにくく、利用目的の変更前と変更後において相当の関連性が認められない範囲となる場合には利用目的の変更ができず（61 条 3 項）、法令に基づく場合（69 条 1 項）として整理しない限り、安定的な運用ができないように思われます。

## 事業所管省庁の役割

- グレーゾーン解消制度等の申請に当たっては、事業所管省庁が、申請を検討している事業者側に立って、申請までの各段階において、丁寧なサポートを実施。

### 例：グレーゾーン解消制度を活用する際の流れ



7

## グレーゾーン解消制度の実績

✓ 回答実績 グレーゾーン解消制度 321件（令和7年3月末時点）

<省庁別 回答案件数※1>

### グレーゾーン解消制度

	事業所管大臣	規制所管大臣
国家公安委員会	1件	30件
個人情報保護委員会	0件	1件
金融庁	4件	19件
消費者庁	0件	14件
デジタル庁	0件	21件
総務省	3件	29件
法務省	3件	42件
財務省	0件	23件
国税庁	2件	4件
文部科学省	0件	3件
厚生労働省	15件	116件
農林水産省	7件	3件
経済産業省	287件	25件
国土交通省	5件	66件
環境省	1件	7件

※1 複数の省庁での共管による案件も含むため、記載の件数は重複カウント。

#### <グレーゾーン解消制度の申請内訳>

ヘルスケア関連  
医師法② 医療法② 保険師助産師看護師法② 薬機法② 健康保険法④  
歯科医師法⑤ 薬剤師法② 高齢者の医療の確保に関する法律②  
医学研究倫理指針① 介護保険法① 臨床検査技師法⑤ 歯科衛生士法① 保健医療機関及び保険医療担当規則③ 医薬品GCP省令① 血液法① 特定健診・特定保健指導の外部委託基準① 獣医師法① 再生医療新法①

モビリティ  
道路交通法② 道路運送法⑩ 道路運送車両法⑤ 旅行業法⑤ 倉庫業法②  
郵便法② 貨物自動車運送事業法① 自動車運転代行業の業務の適性化に関する法律② 貨物利用運送事業法① 道路法①

建築関連  
宅建業法① 建築基準法⑤ 下水道法② 建設業法② 農地法① 消防法①

製造関連  
高圧ガス保安法④ 化審法② アルコール事業法① 毒劇法①

金融関係  
保険業法⑤ 銀行法④ 金融商品取引法④ 資金決済法② 割賦販売法①  
貸金業法⑥ 債権管理回収業に関する特別措置法①

労働関連  
職業安定法⑩ 労働基準法⑩ 労働安全衛生法⑤ 労働派遣法④ 技能実習法①

生活関連  
旅館業法② 風営法⑨ 美容師法④ 優良表示法⑧ 個人情報保護法④ 古物法⑤  
特定商取引法③ 「ル・コング」業法① 食品衛生法③ 学校給食法① 食品表示法①  
水道法① 食品表示基準① 医療用医薬品業、醫療機器業及び衛生検査所業における景品類の提供に関する事項の制限① 遺失物法① 住宅宿泊事業法①

その他  
廃掃法④ 電波法② 酒税法② 児童福祉法① 測量法① 砂利採取法① 電事法②  
電子帳簿法① 計量法② 電安法① 警備業法① 土地屋敷調査士法①  
司法書士法① 行政士法⑤ 都市公園法① 税理士法① 電子署名法② 会計法②  
チケット不正転売禁止法① 出会い系サイト規制法④ 外為法① 政治資金規正法①  
遊漁船業適正化法① 二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止二閑スル法律① 商標法①  
犯罪収益移転防止法① 地方公務員法① 借地借家法②

9

## 新事業特例制度・規制のサンドボックス制度の実績

- ✓ 回答実績 新事業特例制度 16件（令和7年3月末時点）
- ✓ 認定実績 規制のサンドボックス制度 33件（令和7年3月末時点）

〈省庁別 回答・認定案件数※1〉

### 新事業特例制度

	事業所管大臣	規制所管大臣
国家公安委員会	1件	5件
個人情報保護委員会	0件	0件
金融庁	0件	2件
消費者庁	0件	0件
総務省	0件	0件
法務省	0件	1件
財務省	0件	0件
国税庁	0件	0件
文部科学省	0件	0件
厚生労働省	0件	0件
農林水産省	0件	0件
経済産業省	16件	8件
国土交通省	1件	3件
環境省	0件	0件

### 新事業特例制度の申請内訳

高圧ガス保安法④ 道路交通法④ 道路運送車両法② 火薬類取締法① 資金決済法② 電気法② 消費生活用製品安全法① 賃屋営業法① 民法① 信託法①

### 規制のサンドボックス制度

	事業所管大臣	規制所管大臣
国家公安委員会	0件	3件
個人情報保護委員会	0件	2件
金融庁	3件	3件
消費者庁	0件	3件
総務省	0件	0件
法務省	0件	9件
財務省	0件	0件
国税庁	0件	0件
文部科学省	1件	0件
厚生労働省	7件	10件
農林水産省	1件	0件
経済産業省	21件	3件
国土交通省	2件	5件
環境省	1件	1件

### 規制のサンドボックス制度の申請内訳

医師法① 医療法① 薬機法⑤ 薬剤師法① 臨床検査技師法① 道路交通法③ 道路運送車両法③ 建築業法① 保険業法② 資金決済法① 職業安定法① 労働基準法① 旅館業法① 景品表示法① 個人情報保護法② 食品衛生法① 電気法① 電安法① 計量法① 民法⑥ 信託法③ 借地借家法① 废棄物処理法① 食品表示法② 健康増進法① 医薬品GCP省令① 資源の有効な利用の促進に関する法律① 道路運送法①

※1 複数の省庁での共管による案件も含むため、記載の件数は重複カウント。

引用：経済産業省経済産業政策局産業創造課「[産業競争力強化法に基づく事業者単位の規制改革制度について](#)」1・7・9・10頁  
(2025)

10

個人情報保護委員会においても件数は少ないながらも対応している例は存在しています。

グレーゾーン解消制度等については、事業者にとって法的リスクを低減し、事業遂行ができるという大きなメリットもある反面、その運用に事業者及び規制省庁に相応の負担が生じているという課題もあるように思います。グレーゾーン解消制度は正式照会から原則1か月以内に回答を通知するとしている<sup>6</sup>ものの、正式照会までにも1か月以上を要することは少なくありません。具体的には、筆者も出向中に当該制度の運営業務に従事した経験から、正式照会に至るまでに照会内容に係る事業への質疑応答、規制法令との抵触の検討など事業者及び省庁側にも相応の負担と時間を要するという課題を感じていました。このような課題も一因となって、グレーゾーン解消制度等の回答・認定件数も低調のように見えます。

今回検討中のデータの利活用に係る認定制度については、事業所管省庁が保有するデータごとに一定の類型的な判断が行われない限りは、コストの観点から、運用が思うように進まないということも懸念されます。

<sup>6</sup> 「[各制度のQ&A](#)」（経済産業省）Q6参照。

### (3) 今後の展開

次期通常国会については、今月末にも召集され、冒頭で解散される見通しが報道されており、次期通常国会に提出される時期は不透明です。

もっとも、高市総理はデジタル行政改革会議において「世界で最も AI を開発・活用しやすい国とするため、官民の垣根を超えたデータ利活用を、個人情報の利活用に関する国民の皆様の安心感と信頼の下に促進していかなければなりません。そのため、来年の通常国会への法案提出を念頭に、個人データを含むデータ利活用の適切性を確認する法的枠組みの整備とともに、技術の進展等に伴う個人情報の新たな取扱いに関するルールの明確化のための個人情報保護法の見直しと、併せて進めてください。よろしくお願ひいたします。」と発言しており<sup>7</sup>、法案提出はかなり確度が高い状況だと思いますので、今後の国会の審議状況等を踏まえて、改めて続報できればと思います。

本ニュースレターは、法務等に関するアドバイスの提供を目的とするものではありません。  
具体的な案件に関するご相談は、弁護士等の専門家へ必ずご相談いただきますよう、お願ひいたします。  
また、本ニュースレターの見解は執筆者個人の見解であり、当事務所の見解ではありません。

<sup>7</sup> [デジタル行政改革会議](#)（首相官邸）